

みんなて読んで正しい給付

日雇労働者と
事業主の
皆さんへ
〔続〕

○保険料の納め方……

日雇労働者が、日雇健保の被保険者となつた時は五日以内に被保険者手帳の交付申請をして、手帳の交付をうけなければなりません。そして、この保険料は、

○被扶養者とは……

別表にかかげてある範囲の人で、被保険者と同じ世帯で、主として被保険者の収入で生活している、つまり主として被保険者の力でくらしを立てているということで、その人に一定の資産や職業がある等の理由で固収入があり、その収入で生活を維持できるような人は被扶養者にはなれません。

ただし例外として日雇労働者が事業主に手帳の提出を拒んだ等の理由により事業主が印紙をちよう付する。ただし別表(点線)の中の人達と同じ世帯で生活

していない主として被保険者から仕送りなどで生活していればよいことになつています。別表にかかげてありませんが、内縁の妻は被扶養者になります。どんな場合にどんな給付がうけられるか

一、保険の種類

1、療養の給付、養療費

(本人の場合) 及び家族療養費(家族の場合) 日雇労働者が、業務外の事由による怪我や病気をしたときは、保険医療機関に確認を受けた受給資格者票を差し出して 治療(入院による治療)が受けられます。ただし初診のときに保険医療機関に一部負担金として、四

2、傷病手当金(本人の場合)

場合怪我や病気で仕事ができなくなつたときは、休みはじめて五日目から十四日間を限度として支

給されます。

給されません。

被扶養者が、病気や怪我をしたときは治療費の半額を負担しなければなりません。給付の期間は、いづれも開始の日から数えて一年間です。

なお、急病のとき近所に保険医療機関がない等やむを得ない事情で保険医療機関でない医師の治療を受けたときは、現金が支給されます。

5、埋葬料(本人の場合) 死亡したときのお葬式の費用で、家族が埋葬を行つた場合は四、〇〇〇円家族以外の人が埋葬を行

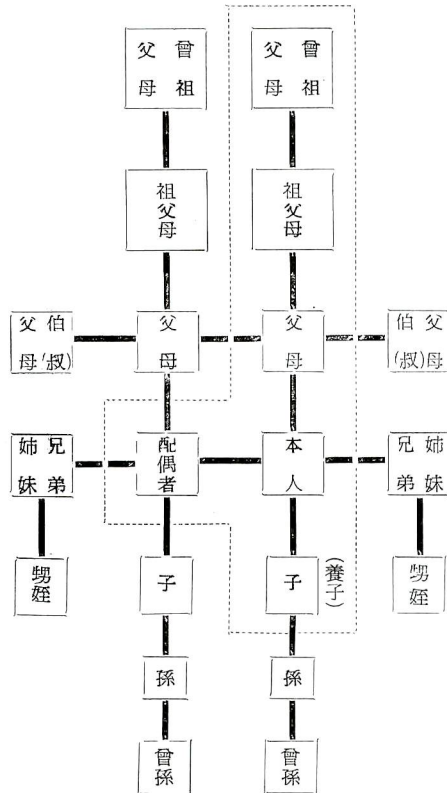
なつた時は四、〇〇〇円の範囲内で支給されます

6、家族埋葬料 家族が死亡したときのお葬式の費用で、二、〇〇〇円が支給されます。

二、受給の要件と受給資格の確認

これらの給付を受けるには、本人が給付をうける月の前二ヶ月間若しくは引続く前二ヶ月間に通算して二十八日分以上又は引続く前三ヶ月間又は六ヶ月間に通算七十八日分以上の保険料を納めていたことが必要です。ただし分納費の場合はお産をした月の前四ヶ月間通算二十八日分以上の保険料を納めていることが必要です。

以上



税務署だより

納税準備はお済みですか!

一、所得税才二期分の納税は期限内に
本月は、所得税才二期分の納税の月で、納期限は、十一月末日限りであります。

納税者の皆さんの御手許へは、すでに税額ならびに拂込用紙をお届けしてあるはずですから、その用紙によつて、最寄の郵便局または銀行で納税をお願いいたします。

期限に遅れて、余分の負担のかからぬようくれぐれもご注意ください。二、法人税の申告と納税は

給されません。

被扶養者が、病気や怪我をしたときは治療費の半額を負担しなければなりません。給付の期間は、いづれも開始の日から数えて一年間です。

なお、急病のとき近所に保険医療機関がない等やむを得ない事情で保険医療機関でない医師の治療を受けたときは、現金が支給されます。

5、埋葬料(本人の場合) 死亡したときのお葬式の費用で、家族が埋葬を行つた場合は四、〇〇〇円家族以外の人が埋葬を行

なつた時は四、〇〇〇円の範囲内で支給されます

6、家族埋葬料 家族が死亡したときのお葬式の費用で、二、〇〇〇円が支給されます。

二、受給の要件と受給資格の確認

これらの給付を受けるには、本人が給付をうける月の前二ヶ月間若しくは引続く前二ヶ月間に通算して二十八日分以上又は引続く前三ヶ月間又は六ヶ月間に通算七十八日分以上の保険料を納めていたことが必要です。ただし分納費の場合はお産をした月の前四ヶ月間通算二十八日分以上の保険料を納めていることが必要です。

以上

住宅公庫利用の 皆なさまへ!

整理実施期
11月1日より
12月31日まで

全国で一八〇万戸不足の上また台風の七号、十五号(伊勢湾台風)で住宅が一日も早く災害地の方々にも、みなさんと同様明るい家庭を望むものです。貴方の毎月の償還金は建設資金として重要な役割をはたします。

○ 搬込みは必ず期日まで取扱い銀行または郵便局の窓口へ。

○ いろいろな理由で延滞して居られる方は整理期間中にそつくりお納め下さい。現在搬込みの遅れている方については強力的に整理することになつておりますから期限内にお納め下さるよう是非御協力下さい。(住宅金融公庫南関東支所より)

市営住宅 入居者を公募

市営住宅入居希望者を募集しますから、入居資格のある方は申込書を提出してください。

一、申込期間

昭和三十四年十二月一日から十二月十日までの十

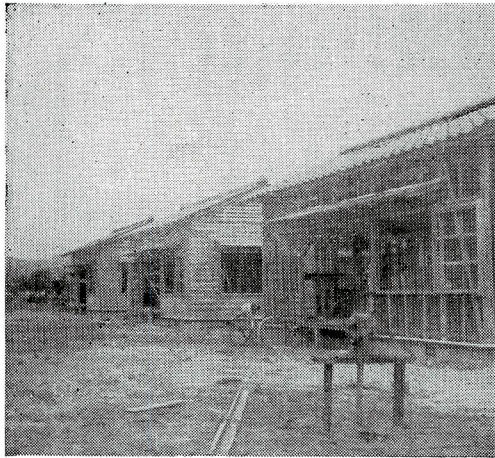
日間です。

二、申込場所

高萩市役所建設課（三階）申込用紙は同課に用意してあります。

三、申込資格

1、高萩市内に居住また



完成をいそぐ市営住宅

◎敷金は家賃の三ヶ月分に相当する金額を納付すること

建設場所	種 別	坪 数	戸 数	家 賃	竣工予定
高萩市浜野	才一種木造平家建	一〇、五坪	一〇戸	一、八〇〇円程度	十二月末日
総合グラウンド南	才二種木造平家建	八、五坪	一〇戸	一、一〇〇円程度	

は勤務場所を有するもの。

2、現に同居し、または同居しようとする家族があつた（婚姻届がなくとも事実上婚姻と同様な事情にあるものまたは婚約者も含む）

3、収入の基準

イ、才一種住宅の場合

毎月の収入額から扶養家族一人につき千円を差引いた額が一万六千円をこえ三万二千円以内であること。

ロ、才二種住宅の場合

前項により算定した額が一万六千円以下であること。

4、現に住宅に困窮していることが明らかなもの。

イ、住宅以外の建物等に居住し、保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住しているもの。

ロ、他の世帯と同居し著しく不便を受けているもの。

者または住宅がないため親族と同居することが出来ないもの。

ハ、住宅の規模または間取りが一世帯構成との関係から衛生上、または風紀上不適當な居住状態にある者。

ニ、正当な事由による立退要求を受け適當な立退先がないため困つて

いる者（自己の責に帰すべき事由に基く場合は除く）

ホ、住宅がないために勤務場所から著しく遠隔

者または住宅がないため親族と同居することが出来ないもの。

ハ、住宅の規模または間取りが一世帯構成との関係から衛生上、または風紀上不適當な居住状態にある者。

ニ、正当な事由による立退要求を受け適當な立退先がないため困つて

いる者（自己の責に帰すべき事由に基く場合は除く）

ホ、住宅がないために勤務場所から著しく遠隔

お正月は新暦一本で

生活改善の一環としてお正月は新暦で行いましょう運動が各地で行われております。

当市におきましてもこの運動につきましては町村合併当時より提唱して参つたのでありますが、従来の慣行を改めることはなかなか困難であつたのであります

特に農山村方面には種々な事情で困難性があつたわけでありましたが最近では

一、農業機械力による農作業の能率向上と早期栽培等により収穫期が早められたこと

二、近時工鉦業の発展に伴い農山村の子弟のこれら

の地に居住を余儀なくされてる者または毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支拂を余儀なくされてる者。

へ、前各号に該当する者の外現に住宅に困つて

いることが明らかな者

四、入居者の決定

入居申込をした適格者が住宅戸数をこえる場合は抽籤により入居者を決定する。

五、その他の事項

入居の時期は十二月末日になります。

雑音防止に 協力しましょう

役所産業課まで御伝へ下さい。

美しいラヂオの音に耳を傾け、興味満点のテレビに眼を注いでいる時、ガァガァ雑音が入つたり、画面がチラついて見苦しくなつたりしたら、こんな不愉快なことはありません。

ところがこのようにラヂオテレビを妨害する電波は、日に日に増加しています。

これを一口に雑音と呼んでいます。これらの雑音の発生源としては、ラヂオでは蛍光灯、電気ドリル、ネオン電気コタツ等である。テレビでは高周波シンや自動車オートバイなどがあります。お宅のラヂオやテレビに雑音が入つてお困りの時には近所でも同様の雑音が入つて居ります。

雑音はその機器に雑音防止器を取り付けられなくなりす。費用も安く、簡単に取付かりますから、自宅の機器を調べて近所に迷惑をかけないようにしましょう

又新しく電気器具を購入する際は、雑音防止器を確かめて下さい。

雑音防止については、水戸放送局、東電管業所、電気器具商、工事請負人に御相談下さい。

公壳地位置图

十一月二十五日(水)午
九、連絡先
市役所総務課財政係
前十時より
東小学校校庭参集のこと

34年産米の減額申請は！

駅東地域は都市区画整理
 もいよいよ完結して近代的
 の新しい都市の区画ができ
 上り、これからは附随の施
 設が整備されれば、名実と
 もに文化的の市街地が見ら
 れようとしております。

七号地	七二坪二七
八号地	七二坪五四
九号地	七二坪四八
一〇号地	七一坪五七
一一号地	七一坪三三
二号地	七一坪八八

二、入札の方法

市では住宅地の好適地として、才二回の公売、分譲を行いますから希望者は現地を確認して、入札に参加して下さい。

三、一般競争入札
入札の日時及び場所
昭和三十四年十一月二十七日（金）午後一時
高萩市役所

一、物件の所在地

高萩市大字高萩字肥前山
一、九七七の一五の中

入札番号

一
号地
一一九坪七一

二
号
地
一
二
二
坪
五
一

三号地 一二〇坪八六

四号地 六二坪八九

五号地 六三坪〇五

六号地 六二坪九七

七、右以外の事項については高萩市財務規則の定めるところによる

八、現場案内

七、右以外の事項について

は高萩市財務規則の定め

るところによる

八、現場案内

11

10

した
て
わる
る

といいわ



ST

うん
と
あ

--	--

ものしり一家

右かわを
下にすれば
食べ物が
胃から
腸へいき
やすい
のです



建設省
出張所

明町の丁目

元 渡辺辰雄宅

三号地

二二〇坪六

二二二坪五

二二二坪六

一〇九坪一

一〇九坪一

一〇九坪一

三号地

山林 (松)

製塩道路 (通南)

[illegible]

昭和三十四年度産米穀の減額申請について昭和三十四年度産米穀政府売渡し予約については多大の御協力により予定数量に達しました。が態々出荷時期となりましたので早期完了される機重ねて御願致します。尙病虫害その他等にて完了見込がたない方は十二月四日限り減額申請の手続きを御願いたします。申請用紙は産業課に備付けてありますので印鑑持参の上御忘れなく手続きして下さい。